【助成金算出の際の期間の考え方】

定期券の有効期間の初日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に含まれるもの⇒**4 月分**

○1 か月定期を購入する場合

例）有効期間が 4 月 1 日～4 月 30 日⇒**4 月分**　有効期間が 4 月 5 日～5 月 4 日⇒**4 月分**　など
5 月分以降も下記の表の通りとなります。

○複数月定期券を購入する場合

助成金は 1 か月ごとに算出をするので、有効期間の初日を基準として他の月の同日を初日とみなします。

例）有効期間が 4 月 8 日～7 月 7 日（3 か月定期券）
4 月 8 日～5 月 7 日　**4 月分**
5 月 8 日～6 月 7 日　**5 月分**
6 月 8 日～7 月 7 日　**6 月分**

【注意点】4 月以前（前年度）に購入した複数月定期券が対象となる場合

例 1）2 月に 3 か月定期券を購入した場合
2 月 16 日～3 月 15 日　前年度分　対象外
3 月 16 日～4 月 15 日　前年度分　対象外
4 月 16 日～5 月 15 日　4 月分　対象
※2 月分と 3 月分は前年度に対象となった期間なので、対象外

例 2）3 月に 3 か月定期券を購入した場合
3 月 16 日～4 月 15 日　前年度分　対象外
4 月 16 日～5 月 15 日　4 月分　対象
5 月 16 日～6 月 15 日　5 月分　対象
※3 月分は前年度に対象となった期間なので、対象外

定期券の有効期間の初日	月
4 月 1 日～4 月 30 日	4 月分
5 月 1 日～5 月 31 日	5 月分
6 月 1 日～6 月 30 日	6 月分
7 月 1 日～7 月 31 日	7 月分
8 月 1 日～8 月 31 日	8 月分
9 月 1 日～9 月 30 日	9 月分
10 月 1 日～10 月 31 日	10 月分
11 月 1 日～11 月 30 日	11 月分
12 月 1 日～12 月 31 日	12 月分
1 月 1 日～1 月 31 日	1 月分
2 月 1 日～2 月 28 日	2 月分

【申請時の注意】

・**通学定期券を購入するたびに、通学定期券の写真を撮影してください。**

・定期券に印字されている次の必要項目がはっきりわかるように撮影してください。
解像度が低く内容が読み取れない場合、再度提出を依頼したり、対象外となる場合があります。

【必要項目】

経路・期間・金額・定期券使用者の氏名

・定期券の写しを撮り忘れた月があった場合は、原則、該当月は対象外となります。

・2 月中に購入する予定の定期券まで助成の対象となります。

【その他】

・申請の前に 1 か月あたり 12,000 円を超えているか必ず計算し、確認してください。超えない月に関しては、定期券の写しを提出する必要はありません。

・対象となるすべての通学定期券の写しがあるか確認してください。